大隅地域振興局観光PR動画及び写真の利用に関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、大隅地域振興局が所管する鹿児島県が著作権を有する観光PR動画 (以下「動画」という。)及び観光PR写真(以下「写真」という。)で別表に挙げるも のの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の届出)

- 第2条 動画又は写真(以下「動画等」という。)を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、使用を開始する2週間前までに、様式1により、予め鹿児島県大隅地域振興局長(以下「振興局」という。)に届け出なければならない。
- 2 利用の期間は、届出の日から3年以内とする。
- 3 利用者が届出の内容について追加又は変更しようとする場合は、第一項に準じ、予め 振興局に届け出なければならない。

(利用の制限)

- 第3条 振興局は、次の各号のいずれかに該当するときは、動画等の利用を差し止めることができる。
 - (1) 鹿児島県又は大隅地域のイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
 - (2) 県の信用又は品位を害すると認められる場合
 - (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
 - (4) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (5) 特定の個人, 政党, 宗教団体を支援し又は後援する目的で利用するとき, 又はそのような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23 年法律第122 号)第 2条に定める営業を行う者が使用する場合
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)もしくは同条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合
 - (8) 動画等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
 - (9) 動画等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
 - (10) その他振興局が不適切と認める場合
- 2 振興局は、動画等の利用に対し、必要に応じ条件を付すことができる。

(改変等)

- 第4条 利用者は、原則として動画等の変更、切除その他の改変を行わないものとする。
- 2 利用者が、利用目的に応じて、画素数の変更または一部をトリミングするなど最低限の加工を行う場合は、第2条第1項の届出書にその旨を記載し、事前に振興局の承諾を

得た上で行うこととする。

3 前2号の規定は、著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の放送事業者 が利用する場合は適用しない。

(遵守事項)

- 第5条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 届け出された用途にのみ利用すること。
 - (2) 振興局が許諾した場合を除き、動画等のデータの複製及び第三者への貸与等は行わないこと。

(違反等に対する取扱い)

第6条 利用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この規約に違反した ときは、振興局はその利用の差止めの請求、又は必要な指示等(以下「請求等」という。) を行う。その場合、利用者はただちにその請求等に従わなければならない。

(免責)

第7条 鹿児島県及び大隅地域振興局は、動画等の利用に起因する損失又は損害についていかなる責任も負わないものとする。

附則

この規約は、令和元年5月8日から施行する。

附則(令和2年4月16日)

この規約は、令和2年4月16日から施行する。

別表

名 称	数量等
「ゴーおおすみ・ダイジェスト・遊べる大隅!走れる大隅!」編	1 分35秒
「ゴーおおすみ・キャンプ・家族の遊びとキャンプ」編	3分50秒
「ゴーおおすみ・バイク・絶景道と地元食のバイク旅」編	3 分28秒
「ゴーおおすみ・自転車・自転車の聖地・道と食案内」編	3分31秒
「ゴーおおすみ・本土最南端・佐多岬 Cape Sata in Japan short ver.」	59秒
「ゴーおおすみ・本土最南端・佐多岬 Cape Sata in Japan long ver.」	4分2秒
「ゴーおおすみ・食の半島編 short ver.」	59秒
「ゴーおおすみ・食の半島編 long ver.」	3分22秒
「ゴーおおすみ・絶景ツーリングロード4選」編	33秒
「ゴーおおすみ・本土最南端・佐多岬ツーリング」編	38秒
「ゴーおおすみ・ぜんぶ!鹿児島・大隅アクティビティ編2019」	59秒
「ゴーおおすみ・バイク・佐多岬・自転車・食・キャンプ」編	18分12秒
GO!OH!SUMIプロジェクト写真	106枚

動画等使用届出書

大隅地域振興局長 殿

届出者 住所

氏名 (法人・団体の場合は法人・団体名及び代表者職・氏名)

大隅地域振興局観光 PR 動画及び写真の利用に関する規約第2条の規定により、下記のとおり(動画・写真)の利用を届け出ます。

記

利用の目的・内容	
利用する動画・写真	動画(使用するものに〇を記入してください。) ()「ゴーおおすみ・ダイジェスト・遊べる大隅!走れる大隅!」編 ()「ゴーおおすみ・キャンプ・家族の遊びとキャンプ」編 ()「ゴーおおすみ・バイク・絶景道と地元食のバイク旅」編 ()「ゴーおおすみ・自転車・自転車の聖地・道と食案内」編 ()「ゴーおおすみ・本土最南端・佐多岬 Cape Sata in Japan short ver.」 ()「ゴーおおすみ・食の半島編 short ver.」 ()「ゴーおおすみ・食の半島編 long ver.」 ()「ゴーおおすみ・食の半島編 long ver.」 ()「ゴーおおすみ・絶景ツーリングロード4選」編 ()「ゴーおおすみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
使用媒体等	電子媒体 種 類:()ホームページ,()SNS, ()その他() URL:() 公開期間: 年 月 日~ 年 月 日 紙媒体 種 類:()パンフレット,()チラシ,()雑誌, ()その他() 作成部数: 部 配 布 先:
加工の有無 (写真の場合)	無・有 加工内容:

(様式1)

	※ 画素数の変更及びサイズ調整程度のトリミング以外の加工はできま
	せん。
	加工する場合は、加工後の案を届出書に添えて提出し、必ず事前に
	承諾を
	得てください。
担当者連絡先	氏名: 電話番号:
	メールアドレス: